

議会運営委員会における委員会活動のまとめ

令和2年5月

当委員会は、令和元年5月13日、令和元年大府市議会第1回臨時会において、現在の構成となった。その後、1年間、主に議会運営委員意見交換会における協議・調整を通じて、議会の活性化に係る各種の調査研究を進めてきた。

このたび、当委員会委員の任期が満了を迎えるに当たり、その活動の主な内容を以下のとおり取りまとめたので、報告する。

1 委員会の調査研究結果の概要

(1) タブレット端末等の導入について

① 導入する機種、ソフトウェア等の詳細について

当市議会におけるタブレット端末等の導入については、前期の議会運営委員会（同委員意見交換会）において、タブレット端末等、議会のICT化について調査研究が進められた結果、「市議会におけるタブレット端末等の導入について（平成31年3月12日議会運営委員会決定）」のとおり、令和元年5月の議員の改選後、できるだけ速やかに、議員1人につき1台のタブレット端末を導入する方向で進めていくべきという結論に達し、具体的なタブレット端末の機種、導入するソフトウェア等の詳細については、執行部と調整の上で、改選後に検討することとされた。

そこで、今期の議会運営委員会では、まず、タブレット端末の機種、導入するソフトウェア等の詳細について検討を行った。

改選後、全議員を対象に実施した「議員の情報通信機器の使用状況等に関するアンケート」の結果を踏まえ検討を進めた結果、「市議会において導入するタブレット端末の機種等について（令和元年6月25日議会運営委員会決定）」のとおり、市議会において導入するタブレット端末は、市職員と同様、ウィンドウズOSのものを採用することとし、各端末には、取り外し可能なキーボードを備え付け、マイクロソフトオフィスをインストールしたものとすることが望ましいという結論に達した。

この結果を踏まえ、議長から市長へ予算要望を行った結果、昨年9月の補正予算に関連経費が計上され、昨年12月に、議員1人につき1台のタブレット端末が導入された。

② 運用ルール等について

議員1人につき1台のタブレット端末を導入するに当たって、今期の議会運営委員会（同委員意見交換会）では、タブレット端末等の運用ルール等について協議を行った。

昨年9月の第2回定例会の委員会、昨年12月の第3回定例会の本会議及び委員会において、説明員のタブレット端末の持込みを試験的に許可し、環境整備の必要性等について検討を行ったほか、令和元年12月9日の議会運営委員会において、導入時点の必要最小限の運用ルールを定めた「議員に貸与するタブレット端末等の使用について」を決定した。

また、本年3月の第1回定例会から、議員、説明員とも、公用のタブレット端末の議場及び委員会室への持込みを正式に実施していくことで意見が一致し、本年2月14日に「大府市議会先例集」の関係する規定の一部改正を行った。

その後、更に具体的な運用ルールの検討を行い、「議員に貸与するタブレット端末等の使用について」の改正を行ったほか、「大府市議会セキュリティ実施手順書」を策定した。

③議員用グループウェアについて

前期の議会運営委員会において決定された「市議会におけるタブレット端末等の導入について」（平成31年3月12日議会運営委員会決定）において、当初のタブレット端末等の導入に際しては、課題や検討すべき事項が多いことから、庁舎外への持ち出しは実施しないこととし、その必要性については、導入後の運用状況や公費負担の妥当性、セキュリティ対策等を勘案した上で、改めて検討することとされた。

また、その場合には、ペーパーレス化を進めるために、議案等の資料を議員が自宅のパソコン等から閲覧できるような仕組みを構築する必要があり、クラウド型のグループウェアを利用するなどして、公用のタブレット端末と自宅のパソコン等との間でデータを共有し、作業中のデータをやり取りすることができるような仕組みを構築する必要があるとされた。

昨年12月のタブレット端末等の導入後、議員用グループウェアの導入について協議を行い、本年3月に、無料サービスを利用して全議員で実際に試用した結果、本年4月から、株式会社ネオジャパンのクラウド型グループウェア「デスクネッツネオ」を利用していくことで協議がまとまった。

なお、今後、グループウェアの活用をより一層進めていくために、セキュリティ対策の向上策についても検討していく必要がある。

(2) 定例会終了後の振り返りの場について

当市議会では、平成25年第1回定例会から、一般質問の再質問以降を一問一答方式により行うこととしたことを契機として、それ以来、議会運営委員意見交換会の場を利用して、定例会ごとに一般質問について振り返る場を設け、委員間の意見交換を行ってきた。

しかし、一問一答方式の導入から6年が経過し、一問一答方式が定着してきたこと、また、振り返りの場において毎回同じような意見が出されること等から、前期の議会運営委員会において、振り返りの場の継続について、一部の委員から疑問が出される場面も見られるようになった。

一般質問後の振り返りの場を継続するか否か、あるいは、一般質問に限定せず、定例会そのものの振り返りの場に変更すべきか等について、今期の議会運営委員会において検討するよう前期の議会運営委員会から申し送りをされたことを受けて協議を行った結果、一般質問だけでなく、定例会全体の反省の場としていくことで意見が一致し、その開催時期については、定例会終了後のできるだけ早い時期としていくことで一致した。

各定例会終了後の振り返りの場は、6月定例会終了後より開始し、そこでは、各委員から、議長及び委員長の議事整理について、一般質問及び議案質疑の在り方や質問内容の工夫、執行部の答弁の在り方、パネル使用の在り方や使い方の工夫など、毎回様々な意見が出された。これらの意見は、これまでと同様、「議会運営委員会ニュース」に掲載し、全議員に周知し、改善に努めることとした。

今後も、わかりやすく、充実した市議会とするため、会議規則等のルールを守るとともに、より市民サービスの向上につながるような市議会となるよう、議員個々が努力する必要があると考える。

(3) 議会・議員の災害対応について

当市議会では、様々な危機の発生時に対応できるよう、基本的事項を定めた「大府市議会危機対応要綱」を平成25年5月に制定している。

この要綱は、要綱の制定以前から議員の間で暗黙の了解、良識の範囲として行われていた事項を整理、明文化することにより、議会・議員の危機対応に対する意識の統一・共有化を図ること等を目的としたものである。

しかし、要綱の制定から6年以上が経過し、議員も2回の選挙により大きく入れ替わったこと等から、幾つかの課題が見られるようになってきた。また、今期の議会運営委員会における調査項目の希望を委員から募った中においても、要綱の見直しや市議会の業務継続計画（BCP）を策定する必要があるとの声が寄せられた。

昨年11月に実施した視察において、神奈川県茅ヶ崎市議会の「茅ヶ崎市議会災害対応指針」、東京都東村山市議会の「東村山市議会災害対応マニュアル」等を調査した結果、要綱の見直し、充実強化の意見があることは認識しつつも、まずは、議員間の共通認識をより徹底するため、要綱に基づいた議員の具体的な対応をわかりやすく示したマニュアルを整備する必要があるという認識で一致し、以後、議会運営委員意見交換会において協議・調整を進め、現状の大府市議会危機対応要綱に基づく議員の行動マニュアルを作成した。

また、その協議の過程において、議長から、大規模災害に備えるため、市議会議員として行うべき基本的行動を「議員宣言」の形にして対外的に示し、市民に対し、議員と同様の取組を呼び掛ける等の取組を行ってはどうかという提案があった。

このことについて内容を検討した結果、「大規模災害に備え行動する議員宣言（案）」、「宣言項目ごとの具体的行動についてのセルフチェックリスト（案）」として取りまとめた。

この宣言を議員全員で行うことにより、議員自らが率先して市民の模範となり、災害に備えて行動する市民が増えることを期待する。

また、宣言を行った後には、定期的に各議員がセルフチェックを行い、宣言項目ごとの具体的な行動がとれているか否かを振り返ることにより、各議員の備えが強化されるものと期待する。

以上が、議会・議員の災害対応についての今期の取組である。

今期は、要綱に基づく議員行動マニュアルの作成等を優先したが、委員の中には、大府市議会のBCP（業務継続計画）の策定を視野に入れた要綱の見直しの必要性についての意見がある。

また、本年2月頃から、我が国でも新型コロナウイルス感染症の感染事例が多数報告されるようになった。

当市議会でも、「大府市新型コロナウイルス感染症危機対策本部」の設置を受け、大府市議会危機対応要綱第2条第6号にいう危機に当たるものと判断し、本年2月26日以降、要綱に基づき、議員の行事・イベントへの出席自粛、定例会・臨時会における説明員の縮小などの取組を行ってきた。

そのような中、4月7日には、東京都を始め7都府県を実施区域として、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われ、4月10日には、同法に基づかない愛知県独自の緊急事態宣言が行われた。さらに、4月16日には、特措法の緊急事態宣言の実施区域が全都道府県に拡大され、その中でも、愛知県を含む13都道府県については、「特定警戒都道府県」に位置付けられ、特に重点的に感染拡大防止の取組を進めていく必要がある区域とされた。

これらの国・県の対応を受けて、当市議会では、議員の外出届の提出基準の強化など、順次、取組内容の変更を行っており、現在は、要綱第2条第4号にいう危機に当たるものとして対応を進めている。

新型コロナウイルス感染症に係る対応については、特措法に基づく緊急事態宣言が延長されており、本年5月7日現在もなお継続中である。今後、緊急事態宣言が解除されるなど、一定の収束を見た後には、今回の議会の対応について、事後の検証を行うことが必要であると考えられる。

2 委員会の経過

(1) 令和元年5月13日（月） 議会運営委員会

- ・ 正副委員長の互選
- ・ 閉会中の調査研究付託案件についての協議（決定）

(2) 令和元年5月28日（火） 議会運営委員意見交換会

- ・ 今後の委員会活動についての協議

(3) 令和元年6月17日（月） 議会運営委員意見交換会

- ・ タブレット端末の機種、導入するソフトウェア等の詳細についての協議

(4) 令和元年6月21日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・ タブレット端末の機種、導入するソフトウェア等の詳細についての協議

(5) 令和元年6月25日（火） 議会運営委員会

- ・ 市議会において導入するタブレット端末の機種等についての協議（決定）

(6) 令和元年7月16日（火） 議会運営委員意見交換会

- ・ 一般質問後の振り返りの場の継続の適否等についての協議
- ・ タブレット端末等の進捗状況についての報告
- ・ 委員派遣（県外視察）についての協議（視察先、視察項目等の検討）
- ・ 6月議会の議会運営に対する意見交換

(7) 令和元年8月20日（火） 議会運営委員意見交換会

- ・ タブレット端末等の進捗状況についての報告
- ・ 今後の委員会活動についての協議

(8) 令和元年8月27日（火） 議会運営委員会

- ・ 令和元年第2回定例会の委員会における説明員のタブレット端末の持込みの許可についての協議（決定）

(9) 令和元年9月25日（水） 議会運営委員会

- ・ 委員派遣（県外視察）についての協議（決定）

(10) 令和元年10月2日（水） 議会運営委員意見交換会

- ・ 委員派遣（県外視察）についての協議（質問事項等の検討）
- ・ 9月議会の議会運営に対する意見交換
- ・ タブレット端末等の進捗状況についての報告
- ・ 議会・議員の災害対応についての協議

(11) 令和元年11月13日（水）・14日（木） 委員派遣（先進地視察）

- ・ 神奈川県茅ヶ崎市議会
茅ヶ崎市議会の議会活性化の取組について
- ・ 東京都東村山市議会
東村山市議会の議会活性化の取組について

(12) 令和元年11月22日（金） 議会運営委員会

- ・ 令和元年第3回定例会の本会議及び委員会における説明員のタブレット端末の持込みの許可についての協議（決定）

(13) 令和元年11月27日（水） 議会運営委員意見交換会

- ・ 視察終了後の意見交換
- ・ タブレット端末等の進捗状況についての報告
- ・ タブレット端末等の運用ルール等についての協議

(14) 令和元年12月9日（月） 議会運営委員会

- ・ 議員に貸与するタブレット端末等の使用についての協議（決定）

(15) 令和元年12月20日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・ 12月議会の議会運営に対する意見交換
- ・ タブレット端末等の運用ルール等についての協議
- ・ 議会・議員の災害対応についての協議

(16) 令和2年1月17日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・ タブレット端末等の運用ルール等についての協議
- ・ 議会・議員の災害対応についての協議

(17) 令和2年2月10日（月） 議会運営委員意見交換会

- ・ タブレット端末等の運用ルール等についての協議

(18) 令和2年2月14日（金） 議会運営委員会

- ・公用のタブレット端末の議場及び委員会室への持込みに係る大府市議会先例集の一部改正についての協議（決定）

(19) 令和2年2月14日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・タブレット端末等の運用ルール等についての協議
- ・議会・議員の災害対応についての協議

(20) 令和2年2月25日（火） 議会運営委員意見交換会

- ・議会・議員の災害対応についての協議
- ・議員用グループウェアの試用についての協議

(21) 令和2年3月26日（木） 議会運営委員意見交換会

- ・3月議会の一般質問に対する意見交換
- ・議員用グループウェアの試用についての協議
- ・タブレット端末等の運用ルール等についての協議
- ・議会・議員の災害対応についての協議

(22) 令和2年3月30日（月） 議会運営委員意見交換会

- ・議員用グループウェアの利用開始についての報告
- ・議会・議員の災害対応についての協議

(23) 令和2年4月7日（火） 議会運営委員意見交換会

- ・当初予算審査の方法について協議
- ・タブレット端末等の運用ルール等についての協議
- ・議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議

(24) 令和2年4月15日（水） 議会運営委員意見交換会

- ・タブレット端末等の運用ルール等についての協議
- ・議会・議員の災害対応についての協議
- ・一般質問の取下げ手続に係る大府市議会先例集の一部改正についての協議
- ・議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議

(25) 令和2年4月15日（水） 議会運営委員会

- ・大府市議会セキュリティ実施手順書についての協議（決定）
- ・議員に貸与するタブレット端末等の使用についての協議（決定）

(26) 令和2年5月7日(木) 議会運営委員会

- ・ 一般質問の取下げ手続に係る大府市議会先例集の一部改正についての協議
(決定)
- ・ 議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議 (決定)

3 おわりに

以上が当委員会の調査研究及び協議の結果である。

今期の議会運営委員会では、タブレット端末の導入機種、その運用ルール、グループウェアの導入等に取り組んだ。これで、一旦、タブレット端末等の環境整備は終了することとなるが、「市議会におけるタブレット端末等の導入について(平成31年3月12日議会運営委員会決定)」で示された導入の主な目的を達成し、その効果をより一層高めるためにも、今後は、各議員がその使い方に慣れ、使いこなしていくことが重要である。そのこと自体が、市議会の議案審議、調査研究活動の充実強化となり、議会の活性化につながっていくものであると考える。

また、議会・議員の危機対応については、現状の危機対応要綱をわかりやすいマニュアルにまとめることまではできたが、協議の過程で、要綱自体の見直しの必要性があるという意見もみられた。今後、新型コロナウイルス感染症に係る議会の対応の検証も含めて、考えていかなければならない。

最後に、当委員会の調査活動に御協力いただいた全ての方々に、この場をお借りしてお礼を申し上げ、委員会活動のまとめの結びとする。

【参考】「市議会におけるタブレット端末等の導入について」（平成31年3月12日議会運営委員会決定）より抜粋

(2) 導入の目的について

タブレット端末等の導入については、次に掲げる事項を主な目的とする。

- ①ペーパーレス化の推進により、紙媒体では重くなるような大量の情報を軽量で持ち運ぶことができるようにし、それを会議の場に持ち込めるようにすること。
- ②ペーパーレス化の推進により、外部印刷の印刷製本費や内部印刷の用紙代、コピー代等のより一層の削減に努めること。
- ③ペーパーレス化の推進により、職員の印刷等に係る作業時間を減らし、人件費を削減したり、あるいは、浮いた時間を他の業務に充てることができるようにすること。
- ④議案等の会議資料の電子化を進めることで、情報共有を迅速かつ容易にし、会議の内容のより一層の充実を図ること。
- ⑤グループウェアの活用によって議員の公私のスケジュール管理を容易にし、会議等の日程調整を迅速かつ容易に行えるようにし、急な会議の開催にも対応しやすくすること。
- ⑥議案等の電子化等を進め、市民等への情報公開、市民等との情報共有の機能をより一層強化すること。

議会運営委員会委員名簿

(令和元年5月13日～令和2年5月13日)

役職名	氏名	所属会派
委員長	早川 高光	自民クラブ
副委員長	鷹羽登久子	無所属クラブ
委員	小山 昌子	市民クラブ
委員	大西 勝彦	市民クラブ
委員	鷹羽 琴美	自民クラブ
委員	加古 守	自民クラブ
委員	国本 礼子	公明党

(備考)

正副委員長のほかは、議席番号順